

「東日本大震災」により被災された中小企業の皆さまへ 東京都制度融資の拡充についてのお知らせ

東京都では、平成 23 年 7 月 1 9 日より「東日本大震災」により直接被災された都内全域の中小企業者を対象に、その事業の再建に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を以下のとおり拡充します。

【拡充内容】

1. 据置期間の延長（1 年以内を2 年以内とする）
2. 利子補給の実施
融資金額について0.5%の利子を補給（利子補給期間は、貸付後 1 年以内）

災害復旧資金融資の利子補給の概要

対象中小企業者	平成 23 年 3 月 1 5 日から平成 23 年 9 月 1 1 日までの間に「災害復旧資金融資（東日本大震災）」を受けた中小企業者及び組合で、平成 2 3 年 9 月 1 1 日までに利子補給の申請をした方
補助期間	1 年以内
補助利率	融資利率 1.5%のうち、0.5%を補助
補助申込方法	必要書類を金融機関経由で東京都宛に提出
申込受付期間	平成 23 年 7 月 1 9 日から平成 23 年 9 月 1 1 日まで
必要書類	利子補給金交付申請書、償還予定表（写し）、支払口座振替依頼書